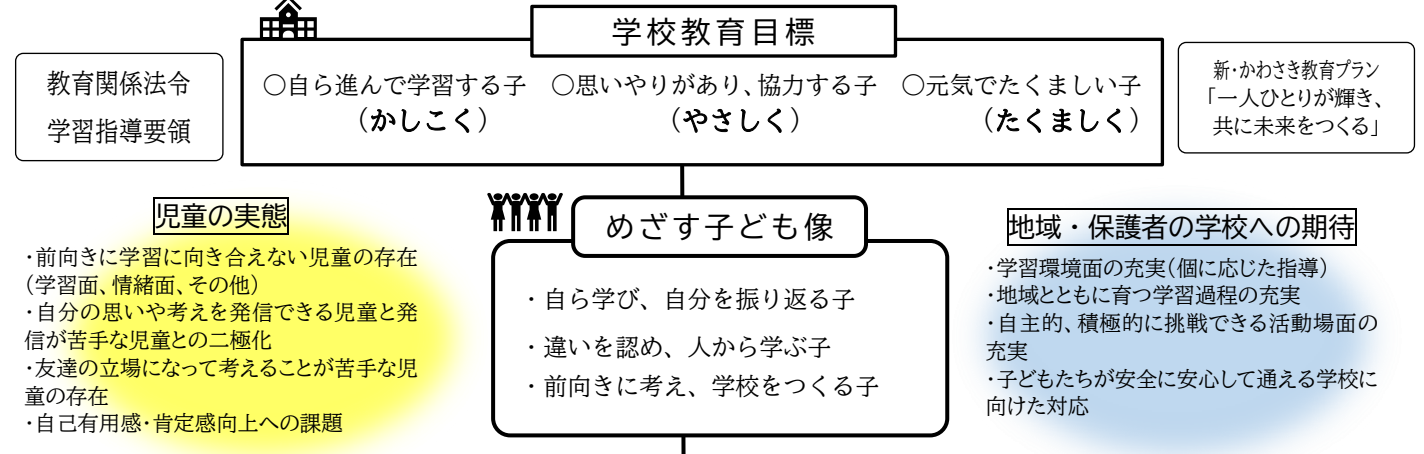


川崎市立東菅小学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画



○自ら学びたいと思える課題を設定することや、子どもたちから出た疑問をもとに学習問題や学習計画を立てることで、「学びたい」という気持ちを引き出す。また、自らの学習状況を把握することが重要であると考え、自覚的に「振り返り」を行うなど、自分の成長や学びの成果を実感でできる場の設定を進めていく。

○自分とは違う考えを排除するのではなく、相手の立場になって考えられる子を育てていく。協働的な学びの実現に向け、GIGA 端末の活用や学習形態などの工夫など、新たな試みも進めながら、相手との違いの気付きから自分の学びへ活かせる子どもたちを育てていく。

○新しい教育プランの「めざすもの」である「一人ひとりが輝き、共に未来をつくる」ことの実現に向け、「学校」を通じて「社会」を理解する取組の充実を行い、社会的自立と社会参画の力を育ていく。一人一人が「学校(という社会)をつくる一員」という意識をさらに高めていく。
みんなのために貢献できた自己有用感や、自分もできるという自己効力感をすべての児童に味わわせることで、自己肯定感を高めていく。

求められる教職員像

- ・「Let's Challenge!! I'm OK!」
自分の良さを生かしながら、学び続ける教職員、新しいことに挑戦し続ける教職員をめざす。
- ・「トライアンドエラー(trial and error)」
皆でフォローしながら、試行錯誤をおそれない気持ちを大切にする。
- ・「チーム学年」
定期的に具体的な目標の設定や振り返りを行い、めざす子ども像の実現の進捗を確認し合う。
- ・「かわさき GIGA スクール構想」
GIGA 端末の活用を、教育活動や校務に積極的に推進していく。新しいことを学んで試してみる。

求められる学校像

- ・「子どもたちが学校をつくる」
各学年、学校全体で、具体的な姿について共通理解をしながら子どもたちの意識を高める。
- ・「一人一人の子どもが主語」
子どもが自由に表現できる学習環境の充実を図る。子どもに対する受容的、共感的なかわりを進める。
- ・「チーム学校・ひがしげ」
児童や保護者との対応について、学年、支援教育 Co、管理職等と共有し、チームで対応する。
- ・「個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実」
GIGA 端末の活用も含めた支援体制・環境を整え、誰も取り残さない意識をもちながら学習活動を進める。

めざす子ども像を実現するための重点

<p>1 支援教育の充実</p> <p>(1) 学級での学びを充実させるための意見交換および連携の推進(チーム○学年、チーム教職員)</p> <p>(2) 取り出し、入り込みによる個に応じた支援の充実(GIGA 端末の有効活用)</p> <p>(3) 安心して学校生活を送るための子どもの声への傾聴および教育相談の充実(ソナーで探知)</p>	<p>2 キャリア在り方生き方教育の推進 (自分をつくる、みんな一緒に生きている、わたしたちのまち川崎)</p> <p>(1) 学年・学級活動における、実行委員などの役割の充実(やりがい)</p> <p>(2) 互いの考えのよさへの気付きや自分の考えへの取入等による、共生・協働の精神の醸成(GIGA 端末の有効活用)</p> <p>(3) 体験活動を重視し、体験から生まれた気付きを発信・表現する活動の充実</p>	<p>3 子どもたちの資質・能力の向上</p> <p>(1) 社会参画に向けた資質・能力を育成する探究的な学びの充実</p> <p>(2) 「わかる」授業をめざした「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実</p> <p>(3) かわさき GIGA スクール構想の推進に向けた挑戦の継続</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児

児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童支援部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 学校のきまりの確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生* 共有プログラムの取組についての研修
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活のふりかえりアンケート実施に向けた内容検討 ・第1回効果測定の実施 ・第1回効果測定の結果を受けての対応について
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活のふりかえりアンケートの実施・集約と結果を受けての対応について <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→アンケートを受けての結果報告と児童への個別面談・対策会議・朝会での話・学校だより・代表委員会の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止対策に関する研修会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・児童への個別面談の結果を受けての児童指導 ・夏休み期間中の事前指導と対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめ、後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活のふりかえりアンケートに向けた内容検討
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止キャンペーン、かわさき子ども人権週間の取組について (具体的な内容→公開授業・代表委員会の取組) ・第2回学校生活のふりかえりアンケートの実施・集約・結果を受けての対応 ・第2回効果測定の実施・結果を受けての対応について
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・人権尊重教育年間報告まとめ ・今年度の反省→学校評価への反映 ・第3回効果測定の実施・結果を受けての対応

3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し
---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎本校のいじめ防止に向けた取組

学校の取組み

- ・誰もがわかる授業の実践、読書活動の推進
- ・各教科や学級活動の中で、命に関わる授業の実践
- ・あいさつの推進
- ・交流活動の活性化
ふれあいまつりの実施
幼保小連携活動（幼稚園との交流「なかよし集会」）
地域の方との交流活動
- ・昇降口での登下校の挨拶、見守り
- ・校長の登校時、校門での挨拶、見守り
- ・毎朝の出席調べでの一人一人への声かけ、観察
- ・休み時間、校庭や校舎内での子どもの様子の見守り
- ・子どもの実態の把握（アンケート・効果測定・日記・子どもとの会話・個別面談・全員面談他）
- ・児童理解や支援、指導のための日常的な職員間での情報交換・職員会議での状況報告
- ・保護者との教育相談（家庭訪問・個人面談・毎月の教育相談日等）
- ・安心感と親しみのもてる校舎内外の環境整備

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会活動での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・代表委員会のあいさつ運動、人権尊重教育啓発のポスターづくり

[交流活動の活性化]

- ・異年齢との活動の推進（交流学年の設定）
- ・地域との交流活動（各学年の取組）

[啓発活動]

- ・いじめ防止ポスターの作成・掲示、いじめ防止標語の応募・作成・掲示
- ・いじめ撲滅キャンペーンの実施
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者・地域での取組

- ・地域での見守り活動（民生委員・地域ボランティアによる登下校の安全に関わる取組）
- ・図書ボランティアの活動（読み聞かせ・貸し出しの様子報告）
- ・保護者によるあいさつ運動と登下校の見守り活動